

令和2年12月25日

市立学校児童生徒の保護者 様

川西市教育委員会

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行における出席停止の扱いについて

今年度については、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されます。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、医療現場においては、インフルエンザの抗原検査や確定診断が難しい場合があることが考えられます。

つきましては、今後、感染防止対策により一層取り組み、子どもの健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進するため、本市では3学期においては、「風邪症状(咽頭痛、鼻汁、くしゃみ、咳、痰)を伴う37.5℃以上の発熱があり、診断がつかない場合」の出席停止期間を下記のとおりいたします。

なお、発熱等の風邪症状があり、地域の医療機関(かかりつけ医等)を受診する際は、事前に医療機関に電話にてご相談されますようお願いいたします。

この措置は令和3年1月8日(留守家庭児童育成クラブについては、令和3年1月5日)より実施いたします。

記

3学期は、風邪症状(咽頭痛、鼻汁、くしゃみ、咳、痰)を伴う37.5℃以上の発熱※があり、診断がつかない場合は、解熱日を0日とし、解熱後2日経過するまで登校を控えてください。

ただし、インフルエンザ、溶連菌、マイコプラズマ、アデノウイルス等診断された場合(疑いも含む)は、医師の指示もしくは該当の学校感染症の出席停止期間に従ってください。

※ 一般的に「発熱」は37.5℃以上ある状態を指します。

平熱や体調には個人差があるため、あくまで参考値としてください。

※37.5℃以上の発熱がある際の登校を控えていただく期間の数え方(出席停止の扱いになります。)

	0日目	1日目	2日目	3日目
発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目
登校不可	登校不可	登校不可	登校不可	登校可

最短でも3日間は登校を控えてください。

※インフルエンザの出席停止期間は、発症後5日を経過し、解熱後2日を経過するまでとなっていますので、インフルエンザの場合は最短でも発症日を含め6日間は出席停止期間となります。